

# 在宅療養支援に係る医療機関の選定要件（歯科診療所）

在宅療養支援に係る医療機関としての歯科診療所を「在宅療養支援歯科診療所、かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所」と呼び、認定を受けるにはすべての要件を満たす必要があります。

- ① 在宅療養支援歯科診療所又はかかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の届出を行っていること
- ② かかりつけ医療機関としての歯科診療所の選定要件を満たすこと
- ③ 地域の在宅医療提供体制の構築に協力できること
- ④ 地域住民に対する在宅医療に関する啓発や地域の医療及び介護、障害福祉サービスに関する情報提供に協力できること